

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇人委規則

目 次

- 最高号給等を受ける職員給料の切替えに関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則の一部を改正する規則
- 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三号

最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(号給等の切替え)

第一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第三号)附則第三項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)のうち、昭和四十四年六月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給又は給料月額が別表第一から別表第八までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日においてその者の受ける号給又は給料月額に対応する切替表に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第二条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以降の最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。)の適用については、次の各号に掲げる期間をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

- 一切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員にあつては、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会

の定める期間を増減した期間。以下「経過期間」という。)のうち十一月をこえない期間

二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員にあつては、その者の経過期間のうち七月をこえない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員にあつては、その者の経過期間

(特定の職員の切替え)

第三条 最高号給等職員のうちその者の切替日の前日における給料月額が切替表に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 行政職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級				
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日			
号給又は給料月額	15号給 118,566円	15号給 130,696円	16号給 101,362円	16号給 103,386円	17号給 92,124円	17号給 94,042円	18号給 75,978円	18号給 77,096円	19号給 67,046円	19号給 68,058円	20号給 72,646円	20号給 49,984円	15号給 36,680円	16号給 36,680円	17号給 39,880円		
	120,696	132,926	103,386	105,410	111,786	113,910	94,042	95,960	101,642	103,660	78,214	85,114	69,070	74,870	50,996		
	122,826	132,926	105,410	107,434	113,910	116,034	95,960	97,878	103,660	105,678	79,332	86,332	70,082	75,982	52,008		
	124,956	135,156	107,434	109,458	116,034	118,158	97,878	99,796	105,678	107,696	80,450	87,550	71,094	77,094	53,020		
	127,086	137,386	109,458	112,586	118,158	121,386	99,796	107,696	107,696	107,696	80,450	87,550	71,094	77,094	54,032		
															58,432	39,928	43,128

別表第二 公安職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級						
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日					
号給又は給料月額	17号給 109,992円	17号給 118,992円	21号給 104,914円	21号給 106,832円	23号給 85,404円	23号給 86,522円	26号給 77,372円	26号給 78,390円	27号給 85,890円	27号給 85,890円	28号給 74,612円	28号給 75,624円	29号給 82,824円	29号給 82,824円	31号給 72,188円	31号給 72,188円	31号給 78,988円
	112,016	121,116	106,832	108,750	86,522	87,640	78,390	79,408	85,890	85,890	75,624	76,636	82,824	83,936	73,200	74,212	80,100
	114,040	123,240	108,750	110,668	87,640	88,758	79,408	80,426	87,008	87,008	76,636	77,648	83,936	85,048	74,212	75,224	81,212
	116,064	125,364	110,668	112,586	88,758	89,876	80,426	81,444	88,126	88,126	77,648	78,660	85,048	86,160	75,224	76,236	82,324
	118,088	127,488	112,586	114,504	89,876	90,994	81,444	82,462	89,244	89,244	78,660	79,672	86,160	87,172	76,236	77,248	83,436

別表第三 教育職給料表(一)の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の等級	1 等		2 等		3 等		切替日
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	
号給又は給料月額	26号給 円	26号給 円	38号給 円	38号給 円	35号給 円	35号給 円	35号給 円
	125,296	135,496	106,140	106,140	73,848	73,848	86号給 円
	127,414	137,714	107,458	107,458	74,860	74,860	81,260
	129,532	139,932	108,776	108,776	75,872	75,872	82,372
	131,650	142,150	110,094	110,094	76,884	76,884	83,484
	133,768	144,368	111,412	111,412	77,896	77,896	84,596

別表第四 教育職給料表(二)の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の等級	1 等		2 等		3 等		切替日
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	
号給又は給料月額	29号給 円	29号給 円	38号給 円	38号給 円	24号給 円	24号給 円	24号給 円
	106,758	115,558	91,284	91,284	54,308	54,308	25号給 円
	108,076	116,976	92,502	92,502	55,314	55,314	26号給 円
	109,394	118,394	93,720	93,720	56,320	56,320	61,220
	110,712	119,812	94,938	94,938	57,326	57,326	62,226
	112,030	121,230	96,156	96,156	58,332	58,332	63,232

別表第五 研究職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	25号給 円	25号給 円	28号給 円	28号給 円	27号給 円	27号給 円	26号給 円	26号給 円
	152,148	166,248	104,270	113,070	82,546	89,006	68,006	73,706
	154,472	168,772	105,900	114,800	83,964	91,064	69,024	74,824
	156,796	171,296	107,530	116,530	85,382	92,582	70,042	75,942
	159,120	173,820	109,160	118,260	86,800	94,100	71,060	77,060
161,444	176,344	110,790	119,990	88,218	95,618	72,078	78,178	

別表第六 医療職給料表 (一) の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	19号給 円	19号給 円	20号給 円	20号給 円	22号給 円	22号給 円	23号給 円	23号給 円
	155,048	168,948	128,148	130,178	110,580	124,204	90,770	100,470
	157,372	171,472	130,178	132,208	112,204	125,928	92,188	101,888
	159,696	173,996	132,208	145,308	113,828	127,652	93,606	103,306
	162,020	176,520	134,238	147,438	115,452	129,376	95,024	104,724
164,344	179,044	136,268	149,568	117,076	129,376	96,442	106,142	

別表第七 医療職給料表 (二) の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級等	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日
号給又は給料月額	18号給 円 95,596	18号給 円 19号給 円 20号給 円	20号給 円 76,750	20号給 円 21号給 円 84,774	22号給 円 65,576	22号給 円 71,076	20号給 円 51,420	20号給 円 56,120	19号給 円 32,490	18号給 円 36,290
	97,220	106,844	77,974	86,098	66,494	72,094	52,232	57,032	33,202	37,102
	98,844	108,568	79,198	87,422	67,412	73,112	53,044	57,944	33,914	37,914
	100,468	110,292	80,422	88,746	68,330	74,130	53,856	58,856	34,626	38,726
102,092		81,646		69,248	75,148	54,668	59,768	35,338	39,538	

別表第八 医療職給料表 (三) の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級等	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日	切替日の前日	切 替 日
号給又は給料月額	26号給 円 91,422	26号給 円 98,922	23号給 円 74,554	23号給 円 80,954	25号給 円 59,708	25号給 円 64,708	22号給 円 49,200	22号給 円 53,700
	92,534	100,134	75,566	82,066	60,714	65,714	50,212	54,712
	93,646	101,346	76,578	83,178	61,720	66,720	51,224	55,724
	94,758	102,558	77,590	84,290	62,726	67,726	52,236	56,736
95,870	103,770	78,602	85,402	63,732	68,732	53,248	57,748	

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第四の一の表中

二六、三〇〇円
二三、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円
一九、一〇〇円

を

二九、五〇〇円
二六、〇〇〇円
二二、八〇〇円
二一、八〇〇円

に改める。

別表第四の二の表中

二七、六〇〇円
二六、三〇〇円

を

三一、〇〇〇円
二九、五〇〇円

に改める。

別表第五の表中

二二、六〇〇円

を

二五、七〇〇円

に改める。

別表第六の表中

四二、〇〇〇円
三四、一〇〇円
二九、三〇〇円
二四、一〇〇円
二八、二〇〇円
二四、一〇〇円
二一、〇〇〇円

を

四六、五〇〇円
三八、一〇〇円
三二、九〇〇円
二七、一〇〇円
三一、六〇〇円
二七、一〇〇円
二三、八〇〇円

に改め、同

表の注中「二七、六〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に改める。

別表第七の表中

四一、三〇〇円
三三、八〇〇円
二九、三〇〇円
二四、一〇〇円
二八、二〇〇円
二四、一〇〇円
二一、〇〇〇円

を

四五、八〇〇円
三七、八〇〇円
三二、九〇〇円
二七、一〇〇円
三一、六〇〇円
二七、一〇〇円
二三、八〇〇円

に改める。

別表第八の一の表中

二六、六〇〇円
二三、〇〇〇円

を

二九、八〇〇円
二六、〇〇〇円

に改める。

別表第八の二の表中

二八、〇〇〇円
二六、六〇〇円

を

三一、四〇〇円
二九、八〇〇円

に改める。

別表第八の三の表中

四三、九〇〇円
三九、三〇〇円
三一、一〇〇円

を

四八、三〇〇円
四三、五〇〇円
三四、九〇〇円

に改める。

別表第九の表中

六四、三〇〇円
四九、〇〇〇円
四〇、〇〇〇円
三七、四〇〇円

を

七二、二〇〇円
五五、〇〇〇円
四五、〇〇〇円
四二、〇〇〇円

に改める。

別表第十の表中

二四、一〇〇円
二三、〇〇〇円
二五、二〇〇円
二二、〇〇〇円
二三、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円
二一、〇〇〇円
二六、三〇〇円
二三、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円

を

二七、一〇〇円
二六、〇〇〇円
二八、三〇〇円
二四、九〇〇円
二六、〇〇〇円
二二、八〇〇円
二二、八〇〇円
二二、八〇〇円
二六、〇〇〇円
二九、五〇〇円
二六、〇〇〇円
二二、八〇〇円

に改める。

別表第十一の表中

二六、九〇〇円
二五、六〇〇円
二五、六〇〇円
二四、四〇〇円
二〇、六〇〇円

を

三〇、三〇〇円
二八、八〇〇円
二八、八〇〇円
二七、五〇〇円
二三、四〇〇円

に改める。

別表第十三

別表第十三を次のように改める。

調整号給表

職務の等級 給料表	調整号給表						
	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
行政職給料表	一〇号給	一四号給	一四号給	一四号給	二二号給	二二号給	二二号給
公安職給料表	一五号給	一六号給	一三号給	一三号給	二五号給		
教育職給料表(一)		二五号給	一七号給				
教育職給料表(二)		二四号給	二二号給				
研究職給料表		一五号給	一三号給	一四号給			
医療職給料表(一)		一六号給	一四号給	一三号給			
医療職給料表(二)		一五号給	一五号給	一四号給	一〇号給		
医療職給料表(三)	一四号給	一三号給	一七号給				

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「十二万八千円」を「十四万七千円」に、「一万六千六百六十七円」を「一万二千二百五十円」に改める。

第二十三条第三項第四号中「又は通」を削る。

様式第一号中

を

配偶者 有 無 その事実の生じた年月日 昭和 年 月 日

に、

計	1,000円	600円	400円

を

計	1,700円	11,200円	600円	400円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基

づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則(昭和四十三年四月鳥取県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「昭和四十三年七月一日」を「昭和四十四年六月一日」に改め、同条中「昭和四十三年六月三十日、昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年五月三十一日」に、「昭和四十三年六月三十日」を「昭和四十四年五月三十一日」に、「最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第一号)第一条又は第三条」を「最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則(昭和四十五年三月鳥取県人事委員会規則第三号)第一条」に、「同年七月一日」を「同年六月一日」に、「昭和四十三年七月一日、昭和四十四年四月一日」を「昭和四十四年六月一日」に、「昭和四十四年三月三十一日まで」を「昭和四十五年三月三十一日まで」に、「最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則第一条」を「最高号給等を受ける職員の給料の切替えに関する規則第一条」に、「昭和四十三年七月一日」を「昭和四十四年六月一日」に、「昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日においてわく外給料職員である職員のそれぞれ昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間又は」を「昭和四十五年三月三十一日においてわく外給料職員である職員の」に、「それぞれその者の昭和四十四年三月三十一日又は」を「その者の」に改める。

第三条中「昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において」を「昭和四十五年三月三十一日において」に、「それぞれ昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降」を「同年四月一日以降」に、「それぞれ昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日」

を「同年三月三十一日」に、「昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日」を「同年四月一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一のイ中						
16号給	2,230	1,960	1,510	1,310		
17号給		1,980	1,540	1,330		
18号給		2,010	1,570	1,350		
19号給			1,600	1,370		
20号給				1,390		
を						
16号給	2,610	2,230	1,960	1,510	1,310	1,140
17号給		2,270	1,980	1,540	1,330	1,160
18号給			2,010	1,570	1,350	
19号給			2,040	1,600	1,370	
20号給				1,630	1,390	
に改める。						

別表第一の二中				別表第一のハ中				に改める。				別表第一のロ中							
25号給	2,280	1,630		36号給	2,310			24号給				25号給	2,280	1,630	1,180	24号給			1,840
26号給	2,310	1,680		37号給	2,340							26号給	2,310	1,680	1,190				
を				を				を				に							
38号給		2,110		36号給	2,310	1,580		27号給				38号給	2,110			28号給			1,480
を				に改める。				を				を							
38号給		2,110		37号給	2,340			28号給				39号給	2,140			29号給			1,500
39号給		2,140		38号給	2,370			29号給				に改							
に改				に改める。				に改める。				に改める。							
27号給				39号給	2,400			27号給			1,620	27号給			1,480	28号給			1,500
28号給								28号給			1,620	28号給			1,500	29号給			1,520
29号給								29号給			1,620	29号給			1,520				

別表第二のイ中					別表第一のト中					別表第一のヘ中					める			
16号給		90	80	60	50	19号給	1,670			21号給			2,220					
17号給			80	60	50	20号給	1,710			22号給			2,260					
18号給			80	60	50	21号給				23号給								
19号給				60	50	を					を							
20号給					50	19号給	2,160	1,670		21号給		2,580	2,220					
を					に改める。					に改める。								
16号給	100	90	80	60	50	40	20号給	2,200	1,710		22号給		2,630	2,260				
17号給		90	80	60	50	40	21号給		1,750		23号給			2,300				
18号給			80	60	50	に改める。					に改める。							
19号給			80	60	50	に改める。					に改める。							
20号給				60	50	に改める。					に改める。							

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「及び第二号の職員にあつては十七年、第三号の職員にあつては十五年、第四号の職員にあつては十五年、第五号の職員にあつては十年」を「から第五号までの職員にあつては、十七年」に改める。

第五条第一項中「第三条第三号の職員及び前条第三号の職員にあつては十三年、第三条第四号の職員及び前条第四号の職員にあつては十年、第三条第五号の職員及び前条第五号の職員にあつては八年、」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職員の区分 期間の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第5号の職員及び第4条第5号の職員	第3条第6号及び第7号の職員並びに第4条第6号の職員	第3条第8号から第11号までの職員及び第4条第7号の職員
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となつた日から1年間	32,500	27,500	22,500	17,500	12,500	2,500	1,000
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	30,700	26,000	21,300	16,700	12,000	2,000	700
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	28,900	24,500	20,100	15,900	11,500	1,500	400
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,100	23,000	18,900	15,100	11,000	1,000	
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	25,300	21,500	17,700	14,300	10,500	500	
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,500	20,000	16,500	13,500	10,000		
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	21,300	18,200	15,000	12,400	9,200		
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	19,100	16,400	13,500	11,300	8,400		
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,900	14,600	12,000	10,200	7,600		
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,700	12,800	10,500	9,100	6,800		
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,500	11,000	9,000	8,000	6,000		
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	10,000	8,800	7,200	6,400	4,800		
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	7,500	6,600	5,400	4,800	3,600		
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	5,000	4,400	3,600	3,200	2,400		
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	2,500	2,200	1,800	1,600	1,200		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十四年六月一日(以下「改正日」という。)の前日から引き続き在職する職員のうち、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定が適用されたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正日以降、この規則による改正後の規則の規定により、初任給調整手当を支給する。

3 前項の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、改正日前に改正後の規則の規定が適用されたものとした場合に同規則第六条第一項の規定により改正日以降においてなお支給されることとなる期間及び額とする。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「この場合において、交通機関等の一部について算出した額が四千八百円以上となる場合は、その余の算出を省略することができる。」を削り、同条第一号中「最長の通用期間(その期間が三箇月をこえるときは三箇月とする。以下同じ。)の定期券(等級区分があるときは、最低の等級による。)の価格を最長の通用期間の月数で除して得た額」を「通用期間一箇月の定期券の価額(価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額)」に改める。

第九条中「二千四百円」を「二千八百円」に、「千二百円」を「千四百円」に、「六百円」を「七百元」に、「七百元」を「九百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同項の職員が」の下に「受ける職務の等級の号給が昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の号数をこえ

る号数のものである場合及び同項の職員が」を加え、同項第一号中「除して得た数」の下に「に、同日における当該職務の等級の最高の号給の号数から昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の号数を減じた数を加えた数」を加え、「昭和四十三年八月三十一日」を「同日」に改め、同項第二号イ中「における額」の下に「(当該号給が同日における当該職務の等級の最高の号給をこえる号数のものである場合にあっては、前号の額)」を加え、同項同号ロ中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号給が昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の号数をこえる号数のものである場合 基準日において当該職員が受ける職務の等級の号給の号数から昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号給の額との合計額

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年八月三十日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三号中

勤務1回につき	100円
勤務1回につき	80円
を	
勤務1回につき	200円
勤務1回につき	160円

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

附 則

別表

退職手当を受けて退職した者のその退職の時期	率
昭和23年1月1日から 昭和23年5月31日まで	12.1
昭和23年6月1日から 昭和23年11月30日まで	9.2
昭和23年12月1日から 昭和25年12月31日まで	6.1
昭和26年1月1日から 昭和26年9月30日まで	4.5
昭和26年10月1日から 昭和27年10月31日まで	3.7
昭和27年11月1日から 昭和28年12月31日まで	2.9
昭和29年1月1日から 昭和29年6月30日まで	2.6